

評価に取り組むタイミングや事業所の運営状況によって手順が変わる場合があります。
あくまで参考としてください。

なお、外部評価機関による評価は契約内容によって対応が若干異なります。詳しくは評価機関に直接ご確認ください。

A. 外部評価機関による評価

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 【1】 事業者が外部評価機関へ申込・委託契約を行う
- 【2】 書面調査・訪問調査
- 【3】 外部評価結果の公表（市へ提出）

B. 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）による評価

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 【1】 事業所が活用ツール（別紙2の2）を用いて自己評価を行う
- 【2】 運営推進会議において【1】について説明・意見聴取
- 【3】 会議で得た意見をもとに外部評価欄を記載
- 【4】 完成した【3】を公表（市へ提出）

●小規模多機能型居宅介護

- 【1】 職員がそれぞれ個別評価（別紙2-1）を行う
- 【2】 【1】をもとに事業所自己評価（別紙2-2）を行う
- 【3】 <運営推進会議前>
【2】の事業所自己評価を共有し地域からの評価（別紙2-3）を依頼
- 【4】 運営推進会議において【1】【2】について説明
さらに依頼していた【3】をもとに意見聴取を行い改善計画を完成
- 【5】 会議で得た意見をもとにサービス評価総括表（別紙2-4）を記載
- 【6】 完成した【2】と【5】を公表（市へ提出）

●看護小規模多機能型居宅介護

- 【1】 職員がそれぞれ個別評価（別紙3-1）を行う
- 【2】 【1】をもとに事業所として自己評価（別紙3-2）を行う
- 【3】 運営推進会議において【2】について説明・意見聴取
- 【4】 会議で得た意見をもとに評価結果（別紙3-3）を記載
- 【5】 完成した【4】を公表（市へ提出）

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 【1】 事業所が評価表（別紙1）を用いて自己評価を行う
- 【2】 介護・医療連携推進会議において【1】について説明・意見聴取
- 【3】 会議で得た意見をもとに外部評価欄を記載
- 【4】 完成した【3】を公表（市へ提出）